

令和7年度 度会町教育基本方針

基 本 理 念

人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくり

目 次

ページ

I はじめに

- 1 策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 教育基本方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 教育基本方針の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 度会町教育の基本理念と構想図・・・・・・・・・・・・ 2

II 度会町の教育大綱の方針内容・・・・・・・・・・・・ 3

III 度会町の学校教育の方針・・・・・・・・・・・・・・ 4

IV 学校教育の主要方策

- 1 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり・・・・・・・・ 7

V 度会町の生涯学習の方針・・・・・・・・・・・・・・ 8

VI 生涯学習の主要方策

- 1 生涯学習・生涯スポーツの充実・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 芸術・文化の振興と文化財の保護・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 資料（〔指定文化財の一覧〕〔文化財展示・収蔵施設の現状〕）・・・・ 12

度会町教育委員会

I はじめに

1 策定の背景と趣旨

教育に関連する社会情勢は日々変化し、度会町でも少子・高齢化がますます進行し、子どもの数が減少しています。また、いっそうのグローバル化・情報化の進展、社会構造の変化など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化している中であって、今までの教育を踏まえながら、新たな教育に向かって取り組んでいくことが求められています。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

これを受けて、度会町では同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議・調整した上で策定された「度会町教育大綱」を踏まえて、「令和7年度 度会町教育基本方針」を策定しました。

2 教育基本方針の位置づけ

度会町教育大綱は、教育行政に関する「基本目標」及び「施策」について、町の最上位計画である「第7次度会町総合計画 前期基本計画」で掲げる方針に沿って令和3年3月に策定されました。

基本的な理念として、度会町の目指す将来像「みらい わたらい わかち愛～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」及び、教育の基本目標「人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくり」を掲げております。

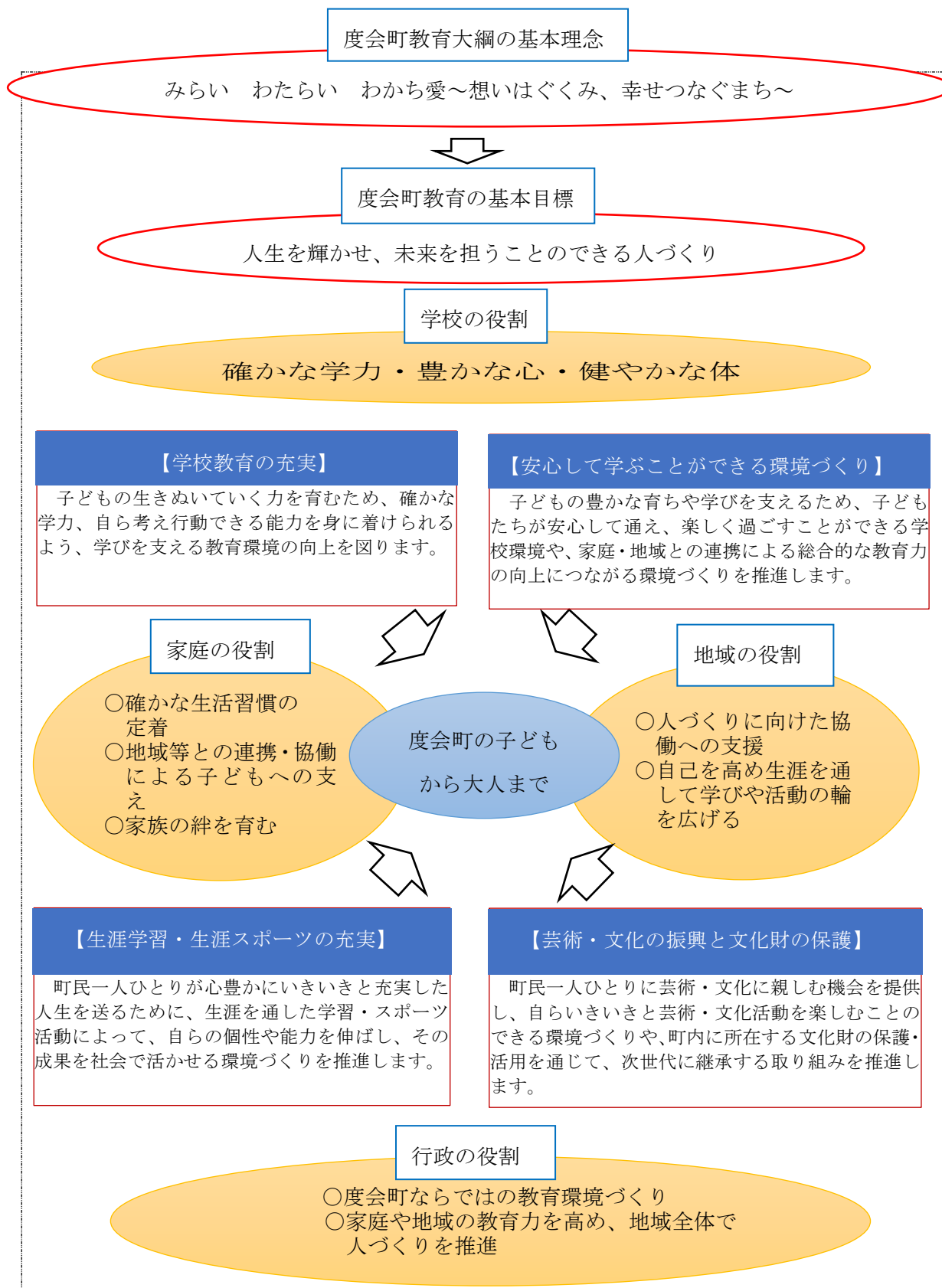
これらの理念を骨子とし、より具体的な方策を掲げ、教育振興の指標とするため、教育基本方針を策定しています。

3 教育基本方針の期間

「度会町教育大綱」が令和3年度から令和7年度までの5年間（第7次度会町総合計画 前期基本計画との整合性を図るため）となっているのに対して、教育基本方針の期間を単年度としているのは、教育を取り巻く様々な課題に対し、実情に応じた迅速な対応などを目的にして毎年度見直しをしていくことによります。

また、令和6年3月に策定された三重県教育ビジョンを受けて、内容を一部改訂をいたします。

4 度会町教育の基本理念と構想図



Ⅱ 度会町の教育大綱の方針内容

「基本理念」に基づき、次の「基本方針」により度会町の未来を担う子どもたちの育成や生涯教育・スポーツ及び文化・芸術の充実・振興を目指します。

1 学校教育の充実

【基本的な方向性】

子どもの生きる力を育むため、確かな学力、自ら考え行動できる能力を身につけられるよう、学びを支える教育環境の向上を図ります。

【主な取り組み】

- 基礎基本並びに発展的学力の定着
- 地域との連携による教育活動の活性化と進化
- 学校施設の老朽化に伴う総合的対策
- G I G Aスクール構想を軸としたI C T活用教育の定着と発展

2 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり

【基本的な方向性】

子どもたちの豊かな育ちや学びを支える、未来をひろげるために、子どもたちが安心して通え、楽しく過ごすことができる学校環境や、家庭・地域との連携による総合的な教育力の向上につながる環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 子どもの多様な活動や交流機会の推進
- いじめや暴力のない学びの場づくりの推進
- 家庭・地域の教育力の向上
- 関係機関と連携した青少年の健全育成の推進
- 様々な環境の子どもに対応した支援体制の充実

3 生涯学習・生涯スポーツの充実

「誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして」

【基本的な方向性】

町民一人ひとりが心豊かにいきいきと充実した人生を送るために、生涯を通じた学習・スポーツ活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を社会で活かせる環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 幅広い世代の学習の機会創出
- 自主的な活動グループへの支援
- 関連施設などの老朽化対策、活動環境の整備
- 生涯を通じたスポーツ活動の機会の提供

4 芸術・文化の振興と文化財の保護

【基本的な方向性】

町民一人ひとりに芸術・文化に親しむ機会を提供し、自らいきいきと芸術・文化活動を楽しむことのできる環境づくりや、町内に所在する文化財の保護・活用を通じて、次世代に継承する取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 芸術・文化各種講座の充実
- 芸術・文化活動団体の支援
- 芸術・文化体験機会の充実
- 文化財の保護や保存・活用
- 郷土芸能や伝統行事などの継承支援

Ⅲ 度会町の学校教育の方針

めざす度会町の学校教育

～確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育～

国・県の教育方針などに基づき、「度会町教育大綱」を踏まえて、子ども一人ひとりが自らの夢の実現を目指し、主体的に学び、自信と意欲と高い志を持って未来を切り開く「自立する力」、文化や価値観の多様性を認め合い、お互いを尊重し、規範意識、公共の精神、人に対する感謝や思いやり、郷土に対する愛情や誇りを持ち、「共に支えあい生きていく力」を培い、「心豊かでたくましい実践力をもつ児童生徒の育成」を目指します。

【確かな学力】

- ねばり強く学習し、確かな学力を身につけた子ども
- 基礎的・基本的な学力を確実に習得し、「生きる力」の基礎・基本を身につけ、社会人として生きるための資質を身につけた子ども

【豊かな心】

- 仲間を大切にして、助け合う子ども
- 自らの向上をはかり、他人を思いやる心や感動する心を育み、みんなと協調できる人間性豊かな子ども

【健やかな体】

- 健康で明るく行動する子ども
- 行動する意識と体力を身につけ、進んで運動や活動に参加し、自他の健康や安全について考えることのできる子ども

IV 学校教育の主要方策

1 学校教育の充実

(1) 基礎基本並びに発展的学力の定着 「未来の礎となる力の育成」

- ① 主体的・対話的で深い学びにつながる学習に取り組む態度の育成のため、わかる喜びや学ぶ意義を実感させる学習活動により、自ら学ぼうとする態度を定着させ、学習意欲の向上と共に、家庭学習の習慣付けを推進します。
- ② 学力向上アクションプランに基づく基礎的・基本的な知識・技能を活用する力の育成のため、習熟度別や課題別学習などに加え、少人数指導や指導方法の工夫・改善を行い、わかる授業や個に応じた指導を充実させ、子どもたちの調べてまとめて伝える力・思考力・判断力・表現力などの向上を図ります。
- ③ 全国学力・学習状況調査などを活用し、指導方法や指導体制を工夫・改善し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。
- ④ 小・中学校にそれぞれ配置したALTの活用を図り、小・中学校連携における外国語（英語）学習でティーム・ティーチング授業を強化して、外国語（英語）の向上を図ります。
- ⑤ 教職員が社会の変容がもたらす様々な教育課題に対応できる能力を身につけるため、授業改善を柱とした校内研修体制の充実に務めます。
 - ア 教職員の実践力・指導力を高め、資質の向上を図るため、研究指定委嘱を通した教育研究の充実を図ります。
 - イ 指導主事などによる、教材研究・指導技術に関する研修、ICT機器を活用した授業研修、安全教育、特別支援教育、食に関する指導など、テーマに基づいた校内研修に努め、学校課題解決に取り組むとともに、県教育支援事務所による指導・支援を活用した一層の学力向上の推進に務めます。

(2) 豊かな心を育む教育の充実「お互いを認め合い支え合う学校づくり」

- ① 保育所、小学校及び中学校の発達段階に応じた連携により、豊かな心を育む一貫した教育を目指します。
- ② 教育活動全体を通して、確かな人権感覚を育むとともに、豊かな感性や自尊感情、自己肯定感を涵養する教育の推進をします。
- ③ 個性や価値観の多様性、相違を認め合う態度を育み、共に生きる力の育成に資するとともに、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばしていく、きめ細かな教育を推進します。
- ④ いじめや暴力のない学びの場づくりの推進をします。これらを推進するための1つの柱として教職員の資質向上をめざし、支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 度会町の恵まれた自然を活用した体験や、地域の人たちから学ぶ実践を通して質の

高い文化・芸術を体験できる機会や情報を提供し、豊かな心の育成を目指します。

- ⑥ 読書活動を中心とした、本を身近に感じられる学習環境づくりを目指します。

(3) 特別支援教育の充実と推進

- ① 各関係機関や保護者との連携を密にし、合理的配慮に基づいた合意形成を図り、個別の指導計画や個別の支援計画の作成・活用に努め、指導・支援の充実を目指します。
- ② 小・中学校間並びに特別支援学級と通常の学級との間で、計画的・組織的な交流及び共同学習を推進します。
- ③ 「学習支援員」の配置による子どもの個性に対応した教育の充実を図ります。

(4) 地域との連携による教育活動の活性化と進化

- ① 度会町青少年育成町民会議の読書推進部会や読書ボランティアとの連携により、読書活動の推進を図ります。
- ② 健康の増進と体力の向上のために、学校教育とともに家庭・地域においても意欲的に運動に親しむ子どもを育て、仲間とともに運動を行い、体力の向上と健全な関係を基盤にした仲間意識を育てます。
- ③ 地域と連携のもと、学習機会の提供や部活動の地域クラブ化など、次代を見据えた多様な教育の在り方を目指します。
- ④ 子どもが生涯を通して、健康で充実した食生活を送るための食の基礎を培うと共に、健康な食生活を実践する力を育みます。

(5) 学校施設の老朽化に伴う総合的対策

- ① 学校施設の老朽化による安全対策や、年間を通じて学習に集中できる環境の整備などを実施し、安全・安心な環境づくりを推進します。
- ② 昭和50年代に建設された本町の小・中学校校舎並びに中央公民館などの老朽化を受け、安全・安心な学習環境を確保するため教育施設全体の総合的な計画立案を推進し、将来の児童数減少を見据え、小中一貫校舎も視野に入れた学校施設の在り方を検討します。

(6) ICT活用教育の定着と発展 「学びを支える教育環境の整備」

- ① ICT機器の効果的な利活用を通して、GIGAスクール推進事業をもとに新しい学びの根幹である「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導方法の創意工夫に努めます。
- ② 情報教育の観点から、主体的に情報を収集・選択し、適切な判断力と正しい情報活用能力の育成を推進します。
- ③ SNSやインターネット上で危惧される人権侵害など、リスク回避と危機対応、情報セキュリティなど、保護者・地域と連携して正しい対処や意識の向上に務めます。

- ④ 最新の情報通信技術を活用した教育に対応できる人材の確保・育成を進めます。

2 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり

(1) 子どもの多様な活動や交流機会の推進

- ① 子どもの健全育成のために、地域・関係機関と連携し、学校外における様々な学習や体験の機会を拡充します。
- ② 度会町の恵まれた美しい自然や多様な文化、歴史、地域の様々な分野で活躍する人材などを教育内容に生かします。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

- ① 学びの習慣化を促すため、学校と家庭の連携による家庭学習の習慣化を推進します。
- ② 子育ての中心となる家庭教育の向上と地域全体での子育て支援環境づくりに努めます。
- ③ 子どもたちが地域の自然や歴史、伝統文化などの学びを深めるため、地域の人材の協働・連携に努めます。
- ④ 家庭・地域に情報を提供することにより、地域に開かれた学校づくりに努め、保護者・地域の信頼に応える教育を推進します。

(3) 関係機関と連携した青少年の健全育成の推進

- ① 家庭や地域、関係機関と連携して健全育成を図り、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進します。
- ② 様々な環境下にある子どもに対応した支援体制の充実を図るため、教職員の指導力向上を図ります。
- ③ 保護者・地域との連携の強化のため、学校と保護者・地域が双方向の形で、人・もの（施設）が動き、学校が地域に積極的に働きかけ、保護者・地域も学校に係わる機会を増やして、地域行事などへの子どもの参加を進めます。

(4) 様々な環境の子どもに対応した支援体制の充実

- ① 就学前から小・中学校へと一貫した育成システムの構築を図り、それぞれが発達段階に応じた目標を明確にし、子ども一人ひとりの確かな育ちを推進します。
- ② 生徒指導の充実を図るため、学校に来にくい子ども、教室に入りにくい子どものために、度会郡教育支援センター（度会ふれあい教室）との連携のもと、担任・養護教諭を中心とした校内支援体制により子どもたちを支援します。
- ③ 少子・高齢化、グローバル化、環境資源問題の深刻化、高度情報化、社会経済構造の変化など、教育を取り巻く社会状況の変化に的確かつ柔軟に対応した教育を推進します。
- ④ 地域と一体となった学校づくりのため、教育活動や学校運営について、保護者や

地域住民の意見や要望を的確に受け止め、組織的かつ継続的に改善を図るとともに、学校の教育資源を地域に還元し、学校に対する住民の関心を高め、地域の教育力向上を図ります。

- ⑤ 様々な環境にある子どもの実態に対応するため、関係課並びに関係機関との連携を軸に、早期に具体的支援並びに手立ての構築を図ります。

V 度会町の生涯学習の方針

めざす度会町の生涯学習

～個性豊かで活力に満ちた生涯学習～

著しく変化する現代社会において、町民一人ひとりが、その生涯の各時期に応じて生活課題や学習要求をもち、様々な年齢層を通して、絶えず自己啓発を続け、人として主体的かつ豊かに生き、お互いの連携を絆にして、充実した生涯学習の環境づくりを推進します。

[生涯を通した学びの場の確保]

- みんなが参加できる学びの場づくり
- 人と人の交わりの場づくり
- 楽しく学習できる学びの場づくり

[多様なニーズへの対応]

- いろいろな学習の場づくり
- 活動を通して、学習意欲・充実感を高める
- 図書館の充実

[世代を超えたスポーツの振興]

- 年代に応じたスポーツの振興を図る
- スポーツを通して交流を深める

[郷土の歴史・文化の継承と保存]

- 町の文化を理解し、守っていく

VI 生涯学習の主要方策

1 生涯学習・生涯スポーツの充実

(1) 幅広い世代の学習の機会創出

- ① 住民の学びに対するニーズを踏まえ、生涯学習環境の在り方を検討し、計画的な生涯学習の機会の提供につなげます。
- ② 新たな視点による、幅広い世代が参加しやすい学習機会の創出を図ります。
- ③ 青少年並びに成人教育の充実を目指し、誰もが学べる学習の場の推進を図ります。
- ④ 家庭・地域学習及び家庭教育力向上のための啓発を推進し、子育てについての学習機会の充実に努めます。
- ⑤ 高齢者学習の充実を目指し、心身ともに健康で生きがいを持った生活につながる事業の推進に努めます。

(2) 自主的な活動グループへの支援

- ① 生涯学習講座を充実させ、個々の知識・技能・教養を高め、住民にその輪を広げ、活力ある自主グループ活動の支援・育成を図ります。
- ② 社会教育関係団体の自主的、自発的な活動やグループ活動を促進して郷土愛と連帯感に基づく地域づくりに努めます。

(3) 関連施設などの老朽化対策、活動環境の整備

- ① 生涯学習やスポーツの拠点となる社会教育・社会体育施設の老朽化を見据え、安定した基盤となる環境の整備に務めます。
- ② 魅力的な読書環境の充実を図り、幅広い世代の読書習慣の定着を推進します。

(4) 生涯を通じたスポーツ活動の機会の提供

- ① 生涯スポーツの振興を目指し、健康と体力づくりの啓発に努め、場の提供を図ります。
- ② 総合型地域スポーツクラブ「度会スポーツクラブ」の事業への支援・協力を通して、町内の関係団体の活動を支援するとともに、指導者の育成支援に努めます。
- ③ イベントや大会の情報提供について、SNSをはじめ多様な媒体を活用するなど、幅広い年齢層に向けての発信方法を検討します。
- ④ 生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、各種大会の参加機会の拡充などにより、住民のスポーツ活動の機会を提供します。
- ⑤ スポーツ推進委員及びスポーツ関係団体との連携協力のもと、スポーツを通じた青少年の健全育成のため、町内の関係団体の活動の支援に努めます。
- ⑥ 障がいの有無に関わらず、すべての人がスポーツに親しむ環境づくりに取り組みます。
- ⑦ 自主団体の育成強化を図るとともに、体育施設の整備と運用の効率化を目指します。
- ⑧ 町民全体を対象としたスポーツ大会などの開催と充実を図ります。

2 芸術・文化の振興と文化財の保護

(1) 芸術・文化各種講座の充実

- ① 公民館などにおける各種講座の充実に取り組むとともに、講座や自主活動グループの活動支援や情報共有を円滑に行うための体制づくりを進めていきます。
- ② 公民館などを拠点として、活動や展示の場として積極的に活用するとともに、活動などに関する情報の発信を行い、芸術・文化活動の促進を図ります。
- ③ 町民参加による文化活動発表の場の提供と活性化を図ります。

(2) 芸術・文化活動団体の支援

- ① 文化・芸術などに係る事業の推進となる文化団体・自主グループ活動の育成と活動の向上を図ります。
- ② 文化協会の設立を視野に入れた自主的芸術・文化活動の運営組織設立に向けた準備に努めます。
- ③ 若い世代への伝統芸能や行事の継承を通じた、地域内での世代間の交流機会を拡充します。
- ④ 各種教室から自主活動への移行を支援し、発展的・主体的活動を図ります。

(3) 芸術・文化体験機会の充実

- ① 子どもたちの主体的な文化活動を支援し、活動に参加する機会の拡充を図ります。
- ② 文化講演会などの開催を通じて住民の文化意識の高揚をはかるとともに、質の高い芸術・文化を鑑賞できる機会の提供に努めます。
- ③ 小・中学校や地域において、子どもたちが実際に芸術・文化に触れ、体験できる機会の充実に取り組みます。
- ④ 三重県や近隣市町とも連携しながら、町内外の芸術・文化に関する情報を提供します。

(4) 文化財の保護や保存・活用

- ① 文化財の指定に向けて調査を進めるとともに、三重県教育委員会などとの連携のもと、文化財の適切な保護や保存、活用のため下記に努めます。
 - ア 文化財指定と保護及び周知
 - イ 埋蔵文化財調査地の整備と記録保存
 - ウ 出土品の整理・保存
 - エ 伝承文化の継承と保存の高揚
 - オ 民俗資料の収集と活用
 - カ 郷土が学習できる場の提供
- ② 「ふるさと歴史館」における展示や講座、フィールドでの体験、学校での地域学習など様々な機会を通じて、郷土について学ぶ機会の充実に努めます。

(5) 郷土芸能や伝統行事などの継承支援

- ① 地域に古くから伝わる郷土芸能や伝統行事、祭りなどについて、伝統芸能の継承支援及び保存・継承団体との連携により、映像などで閲覧できる形で保存し、後世への継承のために活用を図ります。
- ② 次代への伝統芸能や行事の継承を通じた世代間の交流機会の充実を図ります。
- ③ 幼少期から伝承文化や文化活動への興味・関心につながる機会の創出を図ります。

3 資料

(1) [指定文化財の一覧]

区別	種別	名称	個数	指定	所在地	所有者	時代
国	有形文化財 彫刻	木造十一面 観音立像	1 体	大正 5 年 8 月 17 日	注連指	注連指 正法寺	平安 末期
県	民俗文化財 無形民俗文化財	棚橋 御頭神事	—	昭和 43 年 3 月 18 日	棚 橋	棚橋 棚橋区	—
県	民俗文化財 無形民俗文化財	一之瀬 獅子神楽	—	昭和 58 年 3 月 28 日	南中村 脇 出 和井野 市 場	南中村区 脇出区 和井野区 市場区	—
県	民俗文化財 有形民俗文化財	獅子頭	1 個	昭和 47 年 4 月 1 日	下久具	下久具 下久具区	江戸 初期
県	記念物 天然記念物	小川郷 火打石	—	昭和 13 年 3 月 31 日	火打石	個人	—
県	民俗文化財 有形民俗文化財	道楽神石塔	1 基	昭和 44 年 3 月 28 日	栗 原	個人	江戸 末期
町	民俗文化財 無形民俗文化財	麻加江 かんこ踊	—	昭和 54 年 2 月 7 日	麻加江	麻加江 かんこ踊保存会	—
町	記念物 史跡	一之瀬城 東の城跡 西の城跡	—	平成 27 年 4 月 20 日	脇 出	一之瀬神社 他	室町 時代
町	記念物 史跡	立岡城跡	—	平成 28 年 3 月 23 日	立 岡	個人	室町 時代
町	記念物 勝	おうむ石	—	平成 30 年 10 月 23 日	南中村	南中村生産 森林組合	江戸 時代
町	有形文化財 (考古資料)	森添遺跡 出土品	—	令和 4 年 6 月 22 日	中之郷	度会町	縄文 時代

(2) [登録文化財の一覧]

区別	種別	名称	個数	指定	所在地	所有者	時代
国	有形文化財 建造物	木村家住宅 主屋	1 棟	平成 28 年 11 月 29 日	駒ヶ野	個人	江戸 末期
国	有形文化財 建造物	木村家住宅 蔵	1 棟	平成 28 年 11 月 29 日	駒ヶ野	個人	江戸 末期
国	有形文化財 建造物	木村家住宅 石積塀	1 基	平成 28 年 11 月 29 日	駒ヶ野	個人	江戸 末期

(3) [文化財展示・収蔵施設の現状]

施設名	施設構造	利用内容
度会町 ふるさと歴史館	鉄筋 2 階建て (旧小川郷小学校校舎)	森添遺跡出土品展示公開 民俗資料などの展示公開 文化財遺物の保存・収蔵 など